

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

10月1日～7日 全国労働衛生週間 9月1日～末日 準備月間
今年のスローガン

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

令和元年9月、次の6会場で労働衛生週間の準備説明会を行います。

① 9月 5日	13:30～15:00	喜界町中央公民館
② 9月 10日	13:30～15:00	和泊町商工会館
③ 9月 11日	15:00～16:30	与論町中央公民館
④ 9月 18日	10:00～11:30	奄美文化センター
⑤ 9月 20日	13:30～15:00	瀬戸内建設会館
⑥ 9月 26日	13:30～15:00	徳之島建設会館

労基署

だより

第147号
R1.8.22

鹿児島県の最低賃金
1時間 **761**円

鹿児島労働局HP

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

労働基準関係法令
各種様式集

(https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourai_youshikishu.html)

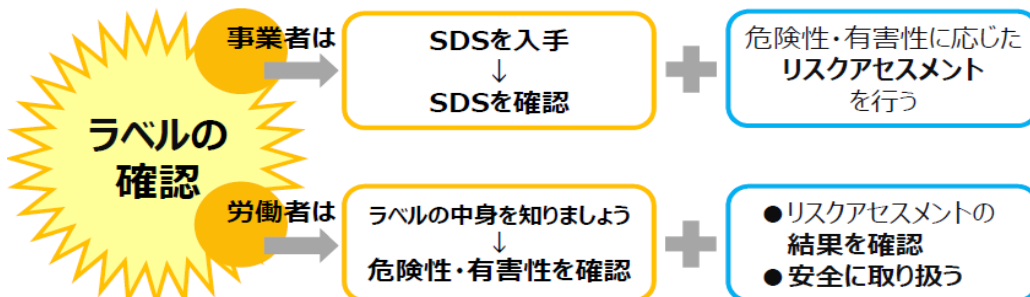
名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

ラベルでアクション・・化学物質を取り扱う皆様へ

近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の発生が報告されています。現在使われている化学物質は約7万種類とも言われ、そのうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものは673物質となっています。一方、その他多くの化学物質については、健康障害防止対策の基本となる危険性や有害性等の情報の周知さえ十分行われていない状況にあります。

そのため、現在使用している製品にどのような化学物質が含まれているのか、危険性又は有害性等のある物質なのか、あるとすればどのような危険なのか等、製品に表示されているラベルやSDSデータシートで確認する必要があります。併せて、法令上どのような規制、対応が求められているのか、知っておくことが必要です。

ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。



労災かくしは犯罪です。

労災事故が発生した場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を届ける必要があります。健康保険は使えません。

働き方改革関連の各種様式・リーフレット

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html#h2_free4)